

千葉県報

定例
令和6年4月5日

第13928号

報

県

葉

千

令和6年4月5日(金曜日)

目次

- 千葉県保健医療計画の変更 一
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(二件) 一
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除(二件) 二
- 特定計量器の定期検査の実施 二
- 建築基準法に基づく構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更 三
- 基本測量の実施 三
- 公共測量の実施(二十三件) 三
- 公共測量の終了(四件) 六
- 特定調達公告 七
- 入札公告(二件) 七
- 出先機関公告 九
- 令和七年度千葉県立農業大学校入学試験及び推薦入学生の選考の実施 九

告示

千葉県告示第二百七十四号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の六第二項の規定により、千葉県保健医療計画を次のとおり変更した。

なお、「次のとおり」は、省略し、変更後の千葉県保健医療計画は、千葉県健康福祉部健康福祉政策課及び県内の各保健所(健康福祉センター)(千葉市、船橋市及び柏市が設置する保健所を除く。)において縦覧に供する。

令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百七十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、令和五年千葉県告示第三十二号(土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定)で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染

の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定を解除する区域 印西市大塚二丁目四番一の一部(別図のとおり)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 当該区域において講じられた実施措置 土壤汚染の除去

千葉県告示第二百七十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、令和五年千葉県告示第三百十号(土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定)で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定を解除する区域 印西市大塚二丁目四番一の一部、四番二の一部及び四番三の一部(別図のとおり)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 当該区域において講じられた実施措置 土壤汚染の除去

千葉県告示第二百七十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十二号に該当する区域である。

令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 君津市君津一番の一部(別図のとおり)
- 二 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

並びにベンゼン
 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
 (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第二百七十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。
 令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定する区域 四街道市小名木字滝原二九二番一の一部及び二九二番一〇の一部(別図のとおり)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
 (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第二百七十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和五年千葉県告示第三十三号(土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定)で指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の全部について次のとおり指定を解除する。
 令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定を解除する区域 印西市大塚二丁目四番一の一部(別図のとおり)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去
 (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第二百八十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項第一号に規定する特定計量器

の定期検査(特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。以下同じ。)

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
茂原市	令和六年六月十二日	茂原市道表一番地 茂原市役所	午前十時三十分から午後三時まで
	令和六年六月十三日	"	"
	令和六年六月十四日	"	"
	令和六年六月十七日	"	"
	令和六年六月十八日	"	"
流山市	令和六年六月三日	流山市美原一丁目一五八番地の二 流山市北部公民館	"
	令和六年六月四日	流山市西初石四丁目三八一番地の二 流山市初石公民館	"
	令和六年六月五日	流山市名都借七五六番地の四 流山市東部公民館	"
	令和六年六月六日	流山市南流山三丁目三番地の二 流山市南流山センター	"
	令和六年六月七日	流山市平和台一丁目一番地の二 流山市役所	"
長生郡一宮町	令和六年六月二十日	長生郡一宮町一宮二、四六〇番地 一宮町中央公民館	"
長生郡長生村	令和六年六月二十七日	長生郡長生村岩沼二、一一九番地 長生村文化会館	"
長生郡白子町	令和六年六月二十日	長生郡白子町関五、〇七四番地の二 長生郡白子町役場	"
子町	令和六年六月二十日	"	"

備考

一 検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。
 二 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査

は、知事が別に指定する日時に千葉県計量検定所において行う。

千葉県告示第208号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第二項の規定により、構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称 日本建築検査協会株式会社
- 二 指定構造計算適合性判定機関の住所 東京都中央区日本橋三丁目一三番一―号
- 三 変更の内容
 - 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
 - 変更前 東京都中央区日本橋三丁目一―番二号
 - 変更後 東京都中央区日本橋二丁目一―番六号
- 四 変更年月日 令和六年三月十八日

公 告

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次の基本測量を実施する旨通知があった。

令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 作業種類 基本測量(重力測量)
- 二 作業期間 令和六年二月十三日から三月三十一日まで
- 三 作業地域 君津市鹿野山

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 千葉市
- 二 作業種類 公共測量(精密水準測量)
- 三 作業期間 令和五年十二月十四日から令和六年三月二十九日まで
- 四 作業地域 千葉市全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 千葉市
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 作業期間 令和五年十二月二十日から令和六年三月三十一日まで
- 四 作業地域 千葉市全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 千葉市
- 二 作業種類 公共測量(基準点復旧)
- 三 作業期間 令和六年一月十日から十九日まで
- 四 作業地域 千葉市中央区道場北二丁目

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 千葉市
- 二 作業種類 公共測量(基準点復旧)
- 三 作業期間 令和六年一月十八日から二月十六日まで
- 四 作業地域 千葉市中央区仁戸名町

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 千葉市

- 二 作業種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 作業期間 令和六年一月十五日から二月二十九日まで
- 四 作業地域 千葉市中央区富士見二丁目

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影及び修正数値図化)
- 三 作業期間 令和五年十一月二十八日から令和六年三月二十九日まで
- 四 作業地域 銚子市及び香取市並びに香取郡東庄町

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 千葉県葛南土木事務所
- 二 作業種類 公共測量(三級基準点測量、三級水準測量及び空中写真撮影)
- 三 作業期間 令和五年九月二十六日から令和六年三月二十三日まで
- 四 作業地域 市川市大野町及び大町並びに松戸市紙敷、高塚新田及び東松戸

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 市川市
- 二 作業種類 公共測量(基準点復旧)
- 三 作業期間 令和六年一月十五日から三月二十二日まで
- 四 作業地域 市川市国分及び中国分

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第

一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 船橋市
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 作業期間 令和五年十二月二十七日から令和六年三月三十一日まで
- 四 作業地域 船橋市全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 千葉県安房土木事務所
- 二 作業種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 三 作業期間 令和五年十二月一日から令和六年三月二十九日まで
- 四 作業地域 館山市、勝浦市、鴨川市、富津市及び南房総市並びに安房郡鋸南町

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 松戸市
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 作業期間 令和五年十二月二十七日から令和六年三月三十一日まで
- 四 作業地域 松戸市全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 松戸市
- 二 作業種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 作業期間 令和六年二月五日から三月三十一日まで

四 作業地域 松戸市小金きよしケ丘一丁目、栄町西四丁目及び千駄堀

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 東金市

二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)

三 作業期間 令和五年十二月二十日から令和六年三月二十九日まで

四 作業地域 東金市全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

二 作業種類 公共測量(四級基準点測量)

三 作業期間 令和六年一月二十九日から九月三十日まで

四 作業地域 習志野市袖ヶ浦一丁目、袖ヶ浦二丁目、袖ヶ浦三丁目及び津田沼六丁目

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 柏市

二 作業種類 公共測量(基準点復旧)

三 作業期間 令和五年十二月二十二日から令和六年二月九日まで

四 作業地域 柏市酒井根

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和六年四月五日

一 測量計画機関 市原市

二 作業種類 公共測量(二級基準点測量及び三級基準点測量)

三 作業期間 令和五年十二月十八日から令和六年三月二十二日まで

四 作業地域 市原市青柳、飯沼及び島野

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 流山市

二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)

三 作業期間 令和五年十二月二十日から令和六年三月一日まで

四 作業地域 流山市全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 鎌ヶ谷市

二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)

三 作業期間 令和五年十二月十五日から令和六年三月三十一日まで

四 作業地域 鎌ヶ谷市全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 浦安市

二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)

三 作業期間 令和六年一月一日から三十一日まで

四 作業地域 浦安市全域

公共測量の実施
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和六年四月五日

- 一 測量計画機関 四街道市
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 作業期間 令和五年十二月二十日から令和六年三月十五日まで
- 四 作業地域 四街道市全域

千葉県知事 熊谷 俊人

公共測量の実施
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和六年四月五日

- 一 測量計画機関 大網白里市
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 作業期間 令和五年十二月二十一日から令和六年三月二十九日まで
- 四 作業地域 大網白里市全域

千葉県知事 熊谷 俊人

公共測量の実施
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和六年四月五日

- 一 測量計画機関 千葉県長生土木事務所
- 二 作業種類 公共測量(数値図化 レベル二千五百)
- 三 作業期間 令和六年二月十三日から三月十九日まで
- 四 作業地域 長生郡長柄町山根

千葉県知事 熊谷 俊人

公共測量の実施
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和六年四月五日

- 一 測量計画機関 夷隅郡大多喜町

千葉県知事 熊谷 俊人

二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
 三 作業期間 令和五年十二月一日から令和六年二月二十二日まで
 四 作業地域 夷隅郡大多喜町全域

公共測量の終了
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和五年六月三十日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 千葉市
- 二 作業種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 作業期間 令和五年六月一日から三十日まで
- 四 作業地域 千葉市中央区赤井町及び生実町

公共測量の終了
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和五年五月三十一日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和六年四月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 千葉県
- 二 作業種類 公共測量(精密水準測量)
- 三 作業期間 令和四年十月二十五日から令和五年五月三十一日まで
- 四 作業地域 銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、山武市、いすみ市及び大網白里市並びに印旛郡酒々井町及び栄町、香取郡多古町、山武郡九十九里町、芝山町及び横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町

公共測量の終了
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和五年九月二十四日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和六年四月五日

- 一 測量計画機関 夷隅郡大多喜町

<p>一 測量計画機関 千葉県長生土木事務所</p> <p>二 作業種類 公共測量(数値地形図データ作成 レベル千)</p> <p>三 作業期間 令和五年三月二十九日から九月二十四日まで</p> <p>四 作業地域 茂原市千町、七渡、西町及び南吉田並びに長生郡白子町五井、関、八斗、福島、古所及び南日当</p> <p>公共測量の終了</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和六年一月三十一日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和六年四月五日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 測量計画機関 千葉地方務局</p> <p>二 作業種類 公共測量(不動産登記法第十四条第一項地図作成)</p> <p>三 作業期間 令和四年十一月一日から令和六年一月三十一日まで</p> <p>四 作業地域 習志野市鷺沼台二丁目、藤崎六丁目、藤崎七丁目、本大久保二丁目及び本大久保二丁目</p>	<p>② 契約締結の日から令和7年6月30日まで</p> <p>③ 契約締結の日から令和7年6月30日まで</p> <p>④ 契約締結の日から令和7年6月30日まで</p> <p>⑤ 契約締結の日から令和7年3月18日まで</p> <p>(4) 履行場所 千葉県美浜区若葉三丁目1番7号 千葉県企業局常張倉庫</p> <p>(5) 入札方法 (1)の案件ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額は、(1)の案件のうち、①から④までについてはそれぞれの単価を、⑤については総額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(⑤については、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県花見川区藤張町五丁目417番地24 千葉県企業局管理部経理課契約班 電話043(211)8589</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和6年4月5日から18日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p>
<p>特定調達公告</p>	
<p>この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものとする。</p> <p>入札公告</p> <p>次のとおり一般競争入札に付する。</p> <p>令和6年4月5日</p> <p>千葉県企業局長 三神 彰</p>	
<p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び数量</p> <p>① 13mm量水器の一部修理 予定数量 57,000個</p> <p>② 13mm量水器の全体修理 予定数量 16,000個</p> <p>③ 20mm量水器の一部修理 予定数量 123,000個</p> <p>④ 20mm量水器の全体修理 予定数量 39,000個</p> <p>⑤ 50mm、75mm及び100mm量水器の全体修理 一式</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期間</p> <p>① 契約締結の日から令和7年6月30日まで</p>	

<p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年5月15日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年5月15日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 1 (1) の案件ごとに次のとおりとする。</p> <p>① 令和6年5月16日午前9時 千葉県企業局入札室</p> <p>② 令和6年5月16日午前9時30分 千葉県企業局入札室</p> <p>③ 令和6年5月16日午前10時 千葉県企業局入札室</p> <p>④ 令和6年5月16日午前10時30分 千葉県企業局入札室</p> <p>⑤ 令和6年5月16日午前11時 千葉県企業局入札室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 千葉県企業局財務規程(昭和39年千葉県水道局管理規程第6号。以下「財務規程」という。)第153条の規定によるものとする。</p> <p>イ 契約保証金 財務規程第145条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県企業局長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年4月18日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年4月18日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県企業局長が判断し</p>	<p>た入札者であつて、財務規程第158条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased:</p> <p>① 13mm water meters (repair) 57,000 items</p> <p>② 13mm water meters (barter) 16,000 items</p> <p>③ 20mm water meters (repair) 123,000 items</p> <p>④ 20mm water meters (barter) 39,000 items</p> <p>⑤ 50mm・75mm・100mm water meters (barter) 1set</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M.15 May,2024</p> <p>(3) Contact point for the notice: Accounting Division, Administration Department, Chiba Prefectural Public Enterprises Bureau, 5-417-24 Makuhari-cho, Hanamigawa-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 262-8512 Japan TEL 043-211-8589</p> <p>入札公告</p> <p>次のとおり一般競争入札に付する。</p> <p>令和6年4月5日</p> <p style="text-align: right;">千葉県企業局長 三 神 彰</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び数量</p> <p>① 13mm量水器の新品購入 13,000個</p> <p>② 20mm量水器の新品購入 50,000個</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月18日まで</p> <p>(4) 履行場所 千葉市美浜区若葉三丁目1番7号 千葉県企業局幕張倉庫</p> <p>(5) 入札方法 (1) の案件ごとにそれぞれ入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により</p>
--	--

<p>難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県水産物卸売センター 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 千葉県企業局管理部経理課契約班 電話043(211)8589</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portaPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和6年4月5日から18日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年5月15日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年5月15日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 1(1)の案件ごとに次のとおりとする。</p> <p>① 令和6年5月16日午前11時30分 千葉県企業局入札室</p> <p>② 令和6年5月16日午後1時 千葉県企業局入札室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 千葉県企業局財務規程(昭和39年千葉県水道局管理規程第6号。以下「財務規程」という。)第153条の規定によるものとする。</p> <p>イ 契約保証金 財務規程第145条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県企業局長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p>	<p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年4月18日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年4月18日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県企業局長が判断した入札者であつて、財務規程第158条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めるときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased:</p> <p>① 13mm water meters (new) 13,000 items</p> <p>② 20mm water meters (new) 50,000 items</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 15 May, 2024</p> <p>(3) Contact point for the notice: Accounting Division, Administration Department, Chiba Prefectural Public Enterprises Bureau, 5-417-24 Makuhari-cho, Hanamigawa-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 262-8512 Japan TEL 043-211-8589</p>
--	--

出 先 機 関 公 告

令和7年度千葉県立農業大学校入学試験及び推薦入学生の選考の実施

令和七年度千葉県立農業大学校入学試験及び推薦入学生の選考を次のとおり実施する。
令和六年四月五日

千葉県立農業大学校長 須合 健 己

一 千葉県立農業大学校(農業専門課程農学科)入学試験

1 募集人数

八〇名(二の推薦入学により入学する者の数を含む。)

2 受験資格

高等学校を卒業した者(令和七年三月卒業見込みの者を含む。)
法(昭和二十二年法律第二十六号)第二百五条第三項の規定に該当する者

3 試験期日

(一) A日程 令和七年一月九日(木曜日)

(二) B日程 令和七年二月十三日(木曜日)

4 試験場所

東金市家之子一、〇五九番地 千葉県立農業大学校

5 試験科目

(一) 筆記試験

(1) 必須科目

国語(国語総合(古文及び漢文を除く。))

(2) 選択科目

農業(農業と環境)及び理科(生物基礎及び化学基礎)の三科目のうちから一科目を選択する。

(二) 面接試験

6 受験願書の受付期間等

(一) A日程

令和六年十二月二日(月曜日)から十三日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
とし、その受付時間は午前九時から午後五時までとする。

なお、郵送による場合は、令和六年十二月十三日(金曜日)までの消印があるものに限り有効とする。

(二) B日程

令和七年一月二十日(月曜日)から三十一日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
とし、その受付時間は午前九時から午後五時までとする。

なお、郵送による場合は、令和七年一月三十一日(金曜日)までの消印があるものに限り有効とする。

7 受験願書の提出先

東金市家之子一、〇五九番地 千葉県立農業大学校庶務教務課入試係

8 合格発表

(一) A日程 令和七年一月二十七日(月曜日)
(二) B日程 令和七年三月三日(月曜日)

二 千葉県立農業大学校(農業専門課程農学科)推薦入学生の選考

1 募集人数

約四〇名

2 推薦入学資格

高等学校等を卒業した者又は令和七年三月卒業見込みの者で、当該高等学校等における学業成績が特に優秀であり、かつ、当該高等学校等の長が推薦するもの

3 選考期日

令和六年十月十七日(木曜日)

4 選考場所

東金市家之子一、〇五九番地 千葉県立農業大学校

5 選考方法

書類審査、小論文及び面接により行う。

6 受験願書の受付期間等

受験願書の受付期間は令和六年九月十三日(金曜日)から二十七日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
とし、その受付時間は午前九時から午後五時までとする。

なお、郵送による場合は、令和六年九月二十七日(金曜日)までの消印があるものに限り有効とする。

7 受験願書の提出方法及び提出先

(一) 提出方法

受付期間内に推薦者を取りまとめの上、提出する。

(二) 提出先

東金市家之子一、〇五九番地 千葉県立農業大学校庶務教務課入試係

8 合格発表

令和六年十月二十八日(月曜日)

三 千葉県立農業大学校(農業専門課程研究科)入学試験

1 募集人数

二〇名(四の推薦入学により入学する者の数を含む。)

2 受験資格

次のいずれかに該当する者

(一) 千葉県立農業大学校農業専門課程農学科を卒業した者(令和七年三月卒業見込みの者を含む。)

(二) 学校教育法第二百五条第三項の規定に該当する者であり、かつ、都道府県立農業講習所、農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)による都道府県立農

業者研修教育施設、鯉淵学園農業栄養専門学校若しくは学校教育法による短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者（令和七年三月卒業見込みの者を含む。）、農業改良助長法施行規則（平成十七年農林水産省令第四号）第四条第一項第三号に規定する農林水産大臣が指定する研修課程を修了した者又は千葉県立農業大学校長が農業に関して短期大学卒業者と同等以上の学力を有すると認める者

3 試験期日
 (一) A日程 令和七年一月九日（木曜日）
 B日程 令和七年二月十三日（木曜日）

4 試験場所
 東金市家之子一、〇五九番地 千葉県立農業大学校

5 試験科目
 (一) 筆記試験 作物学、園芸学、畜産学及び農業経営学の四科目のうちから二科目を選択する。
 (二) 面接試験

6 受験願書の受付期間等
 (一) A日程 令和六年十二月二日（月曜日）から十三日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、その受付時間は午前九時から午後五時までとする。
 なお、郵送による場合は、令和六年十二月十三日（金曜日）までの消印があるものに限り有効とする。
 (二) B日程 令和七年一月二十日（月曜日）から三十一日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、その受付時間は午前九時から午後五時までとする。
 なお、郵送による場合は、令和七年一月三十一日（金曜日）までの消印があるものに限り有効とする。

7 受験願書の提出先
 東金市家之子一、〇五九番地 千葉県立農業大学校庶務教務課入試係

8 合格発表
 (一) A日程 令和七年一月二十七日（月曜日）
 B日程 令和七年三月三日（月曜日）

四 千葉県立農業大学校（農業専門課程研究科）推薦入学生の選考

1 募集人数 約一〇名

2 推薦入学資格
 次のいずれかに該当する者で、当該者が卒業し、又は卒業しようとする学校又は施設

設における学業成績が特に優秀であり、かつ、当該学校又は施設の長が推薦するもの

(一) 千葉県立農業大学校農業専門課程農学科を卒業した者（令和七年三月卒業見込みの者を含む。）

(二) 学校教育法第二百五条第三項の規定に該当する者であり、かつ、都道府県立農業講習所、農業改良助長法による都道府県立農業者研修教育施設又は学校教育法による短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者（令和七年三月卒業見込みの者を含む。）

3 選考期日
 令和六年十月十七日（木曜日）

4 選考場所
 東金市家之子一、〇五九番地 千葉県立農業大学校

5 選考方法
 書類審査、小論文及び面接により行う。

6 受験願書の受付期間等
 受験願書の受付期間は令和六年九月十三日（金曜日）から二十七日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、その受付時間は午前九時から午後五時までとする。
 なお、郵送による場合は、令和六年九月二十七日（金曜日）までの消印があるものに限り有効とする。

7 受験願書の提出方法及び提出先
 (一) 提出方法 受付期間内に推薦者が取りまどめの上、提出する。
 (二) 提出先 東金市家之子一、〇五九番地 千葉県立農業大学校庶務教務課入試係

8 合格発表
 令和六年十月二十八日（月曜日）

五 その他
 出願方法その他入学試験に関して不明な点は、千葉県立農業大学校庶務教務課入試係（電話〇四七五（五二）五一二二）に問い合わせること。

購読料

本号

一部

三六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八